厚生労働大臣の定める掲示事項

薩摩郡医師会病院

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

2.入院基本料に関する事項

当院の一般病棟では、入院患者さん１０人に対して１人以上の看護職員を配置しています。

※なお、時間帯ごとの看護配置については、各病棟の掲示をご覧ください。

当院は、患者の負担による付添看護は一切しておりません。

3.入院時食事療養（Ⅰ）（九州厚生局への届出事項）

当院は入院食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

（配膳時間：朝食８時、昼食１２時、夕食１８時）

入院時１食当たりの負担額

区　分	負担額
（１）一般の方	４９０円
（２）住民税非課税の世帯に属する方（（３）を除く）	２３０円
（３）（２）のうち、所得が一定基準に満たない方など	１１０円

総務課　2025.4

4.「屋内禁煙」に係る院内掲示

医療の一部については、保険診療を行うために屋内禁煙または敷地内禁煙が必須の事項となりました。

薩摩郡医師会病院は敷地内全面禁煙です。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

5.明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進しており、平成２２年４月１日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、平成２８年４月１日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤名や実施した検査名が記載されますので、その点、ご理解をいただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

6.医療安全管理対策の取組に関する事項

当院では、医療法第 6 条ならびに医療法施行規則第１条に基づき、病院として患者さんが安心できる医療環境において、安全な医療を適切に提供するという深い認識のもと、医療安全管理対策委員会を設置し医療安全管理対策に取り組んでおります。

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。窓口又は看護師長にお気軽にお申し出下さい。

7 .院内感染防止対策の取組に関する事項

当院では、患者さんやご家族、当院の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでおります。

感染防止のため、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆実施している感染対策

1 院内感染対策に係る体制

当院では、看護部長を「院内感染管理者」と定め、「感染対策委員会」を設置し、病院全体で感染対策に取り組んでいます。

2 院内感染対策の業務内容

当院では、全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「感染管理マニュアル」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。

また、1 週間に 1 回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

3 職員教育

全職員に対し年 2 回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

4 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者さんの状態改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。このため、当院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

5 感染対策連携

当院では「感染対策向上加算 2」を算定しており、川内市医師会立市民病院との感染対策連携を取っています。

8.特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

◆特別室（差額病床）の料金・設備等一覧

当院における特別室の料金・設備等は別掲「薩摩郡医師会病院　特別室（差額ベッド）のご案内」のとおりです。

※インターネット（Wi-Fi）利用について

ご利用は無料ですが、２４時間安定したインターネット接続を保障するものではありません。ネットワークへの過負荷等により不具合が発生する場合もあります。予めご了承ください。

9.保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用料・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。（消費税込価格）なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切しておりません。

区　分	内　容
テレビカード（テレビ・冷蔵庫用）	１枚につき　１,０００円
洗濯機	１回につき　１００円
乾燥機	１回につき　１００円

※入院に必要な日用品は、院内の売店でお求めください。

その他、病棟特有の日用品については、看護師にお問い合わせください。

◆文書の発行に係る料金について

当院における文書の発行に係る料金については別掲「A 証明書類の交付料金」のとおりです。

◆予防接種の料金について

当院における予防接種の料金については別掲「B 予防接種」のとおりです。

◆診療情報の提供に係る料金について

当院における診療情報の提供に係る料金については別掲「C 診療録等の開示手数料」のとおりです。

薩摩郡医師会病院　特別室（差額ベッド）のご案内

当院では、療養生活を快適な環境の中で過ごして頂くため、下記の特別個室をご用意いたしております。

ご利用をご希望の方はお申し出ください。ご利用をお待ちしております。

なお、看護職員との打合せによりご利用の室が決まりましたら、別に用意しています「特別個室利用申込書」のご記入をお願い致します。

令和６年３月１日

区分	料金１日/（税込）円	設　備	室数	病室番号	１人当り面積（㎡）
個室	11,000	洗面台、浴室、トイレ、台所、ソファー、応接セット	2	230 315	15.8 20.2
	5,500	洗面台、浴室、トイレ、応接セット	3	223 300,301	14.5 19.7,19.6
	2,640	洗面台、トイレ	3	322,325,327	8.7,9.3,9.4
	2,200	洗面台、応接セット	13	201,202,203,205,206 302,303,305,306,307,308,310,311	10.7,10.9,10.7,11.2,10.7 14.9,14.8,15.9,16.2,16.1,15.9,15.9,17.8
	1,540	応接セット	5	320,321,323,326,328	12.6,11.4,12.0,12.1,12.2

※２から始まる病室番号は２階病棟、３から始まる病室番号は３階病棟です。

A 証明書類の交付

令和６年６月１日

1　診断書・意見書	１通/（税込）円
①　普通診断書	２，２００
②　保育園・学校提出用診断書	２，２００
③　年金診断書	３，８５０
④　恩給診断書	５，５００
⑤　介護認定診断書	２，２００
⑥　適否意見書	１，６５０
⑦　労災用診断書	４，５００
⑧　医薬品副作用被害救済制度診断書	５，５００
2　健康診断書（検査料金は別途算定）	
①　健康診断書	３，３００
②　身体検査書	３，３００
③　障害者手帳用診断書	３，３００
3　証明書	
①　入院証明書（入院期間のみ記載）	１，１００
②　入院証明書（期間・症状記載）	２，２００
③　通院・受療証明書（期間のみ記載）	１，１００
④　〃　（期間・症状記載）	２，２００
⑤　医療費領収証明書	１，１００
⑥　医療費明細証明書	１，６５０
4　民間保険会社・自賠責関係	
①　診断書・証明書・経過書	５，５００
②　簡易保険調査表	５，５００
③　面談料（医師面談、３０分毎）	５，５００
④　死亡診断書	５，５００
5　市町村等助成金・保険関係	
①　診断書	２，２００
②　障害者助成金等証明書	１１０
6　死亡診断書・死体検案書	
①　死亡診断書・死体検案書	２，２００
②　〃　（２通目以降）	１，１００
③　〃　（「写」の交付）	１，１００
7　警察関係	
①　診断書・経過書	５，５００
8　裁判関係	
①　診断書	１１，０００
②　診断書（鑑定等複雑なもの）	２２，０００

B 予防接種

令和６年８月１日

区　分	１回/（税込）円
インフルエンザ	4,500
新型コロナウイルス感染症	15,300
肺炎球菌	8,309
ＭＲ（麻疹、風疹混合）	9,600
日本脳炎	6,760
ＢＣＧ	6,480
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	6,280
水痘（みずぼうそう）	8,130
Ａ型肝炎	7,340
Ｂ型肝炎	5,510
破傷風トキソイド	4,810
狂犬病	15,610
帯状疱疹（生ワクチン）	8,600
帯状疱疹（不活化ワクチン）	22,000
ＲＳウイルス	26,000

C 診療録等の開示手数料

令和元年１０月１日

区分	内容	（税込）円
ア　開示請求手数料	１件あたり	1,100
診療録の閲覧	１回（３０分）あたり	
イ　診療録「写」の交付	１枚あたり	40
ウ　診療報酬明細書「写」の交付	１枚あたり	30
エ　撮影画像「写」の交付		
①　半切フィルム	１枚あたり	320
②　Ｂ４フィルム	１枚あたり	200
③　CD－ROM	１枚あたり※	580
※１診療および１撮影方法あたり（診療＝初診料・再診料算定したときの１入院）		
オ　電磁的記録の交付		
①　用紙に出力したものの交付	１枚あたり	30
カ　口頭による説明	１回（３０分）あたり※	3,500
※３０分を超える場合は、１５分毎に２，０００円加算。		
キ　要約書の交付	１枚あたり	5.800

総務課　2025.4

厚生局長への届出事項

当院は、次に掲げる事項について、厚生労働省の定める施設基準に適合しているとして届け出ています。

1　急性期一般入院基本料５

※入院診療計画

※院内感染防止対策

※医療安全管理体制

※褥瘡対策体制

※栄養管理体制

※意思決定支援体制

※身体的拘束最小化体制

2　救急医療管理加算

3　診療録管理体制加算２

4　急性期看護補助体制加算

5　看護職員夜間配置加算(16 対 1 配置加算 1)

6　重症者等療養環境特別加算

7　感染対策向上加算２(ｻｰﾍﾞｲﾗﾝｽ強化加算)

8　後発医薬品使用体制加算３

9　データ提出加算１

10　医師事務作業補助体制加算１（75 対 1）

11　入退院支援加算１

12　認知症ケア加算２

13　せん妄ハイリスク患者ケア加算

14　地域包括ケア病棟入院料１

※看護職員配置加算、看護補助者配置加算

※看護補助体制充実加算、看護職員夜間配置加算

15　看護職員処遇改善評価料

16　入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

17　救急搬送看護体制加算

18　開放型病院共同指導料

19　がん治療連携指導料

20　薬剤管理指導料

総務課　2025.4

21　在宅療養支援病院 3
22　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
23　在宅がん医療総合診療料
24　検体検査管理加算（Ⅱ）
25　神経学的検査
26　CT 撮影及び MRI 撮影
27　脳血管疾患等ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料(Ⅱ)
28　運動器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料(Ⅰ)
29　胃瘻造設術(第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に規定する手術)
30　輸血管理料（Ⅱ）
31　輸血適正使用加算
32　麻酔管理料(Ⅰ)
33　医療ＤＸ推進体制整備加算
34　協力対象施設入所者入院加算
35　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
36　入院ベースアップ評価料
(※は、一般病棟入院基本料の添付書類として提出。)
(医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に挙げる手術の施設。)

医師・看護師の負担軽減への取り組み

医師の負担軽減			
1.	看護業務	4.	その他
1)	初診時の予診の実施	1)	勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
2)	静脈採血等の実施	2)	勤務間のインターバル
3)	入院の説明の実施	3)	予定手術日の業務内容に対する配慮
2.	薬剤業務	4)	当直翌日の業務内容に対する配慮
1)	薬の説明や服用の指導		
3.	各職種		
1)	検査手順の説明の実施		

看護師の負担軽減			
1.	看護助手業務	6.	栄養業務
1)	療養上の世話	1)	外来栄養指導患者の案内
	排泄、食事介助・保清・リネン交換・環境整備	2)	配茶業務の中央化
2)	夜勤業務の補助	3)	下膳車の導入
3)	人事管理補助	4)	NST カンファレンスの専門的な情報提供
4)	物品管理(SPD の導入)	7.	診療情報管理室
5)	勤務作成ソフトの導入	1)	退院患者の看護記録の整理
2.	薬剤業務	2)	電子カルテ不備のチェック
1)	持参薬の確認	8.	医事科
2)	与薬カート準備業務	1)	地域包括ケア病室適応者の助言
3)	薬剤の運搬	2)	各種データ及び診療報酬の情報提供
3.	検査業務	3)	入院案内の説明
1)	検体の搬送及び（採血）	4)	外来部門の書類作成
2)	生理機能検査患者の送迎	5)	各種指導料の実施記録の不備チェック
3)	健診者の採血	9.	総務
4.	放射線業務	1)	1.看護職員･助手の確保
1)	撮影結果の伝達	2)	２．電子カルテのメンテナンス
2)	画像撮影患者の送迎	3)	３．看護備品の修理、購入手配
5.	リハビリ業務	4)	４．外来待合椅子の消毒
1)	リハビリ患者の送迎	5)	５．入院患者洗濯物の受け渡し
2)	退院支援	１０.	その他
3)	嚥下機能訓練	1)	1.看護補助者の増員(技能実習生の採用
4)	体重測定		

総務課　2025.4

施設基準関係掲示

後発医薬品使用体制加算

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和 6 年 10 月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

生活習慣病管理料（Ⅱ）

患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて対応しています。

医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。
当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

医療 DX 推進体制整備加算

オンライン請求を行っております。
オンライン資格確認を行う体制を有しています。
医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
電子処方箋を発行する体制を有しています。
電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備していきます。
マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

協力対象施設入所者入院加算

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。

・特別養護老人ホーム　さつま園
・介護老人保健施設　パラディーノほたるの里
・特別養護老人ホーム　アルテンハイム鶴宮園
・立志クリニック　介護医療院
・養護老人ホーム　ほのぼの苑
・特別養護老人ホーム　つきみ園